

芦屋市市民マナー条例推進計画



平成 26 年 3 月

芦屋市

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに

市では、市民の皆様の安全や快適な生活環境の確保に向け、平成19年に「通称:市民マナー条例」を制定し、さまざまな取組を進めてまいりました。

これにより、一定の効果はみられるものの、より一層の取組を総合的に推進するため、市では「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定し、市と市民及び事業者が協働し、更なる具体的施策を進めてまいりますので、美しい芦屋を守るため、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたりご尽力いただきました計画策定会議の委員各位と、アンケート調査等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

芦屋市長 山中 健



目次

第 1 章 計画の基本事項	1
1 背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象範囲	2
4 計画の期間	2
第 2 章 芦屋市の現状と課題の整理	3
1 市民等のこれまでの取組	3
2 市のこれまでの取組	3
3 アンケート調査等からみられる現状	6
4 市民マナーの向上に向けた課題	21
第 3 章 施策の基本的方向性	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
第 4 章 施策の展開	26
1 基本目標別の具体的な取組	26
基本目標 1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう	26
基本目標 2 マナーを守る美しい心を子どもの頃から育もう	28
基本目標 3 市民マナー条例の推進に向けた	
市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう	29
基本目標 4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう	30

2 重点プロジェクト及び推進体制	31
------------------	----

参考資料	33
-------------	-----------

1 条例	33
------	----

2 計画の策定体制（設置要綱、委員名簿）	39
----------------------	----

3 計画の策定経過	41
-----------	----

4 各調査の概要	42
----------	----

第 1 章

計画の基本事項

1 背景と目的

本市では、市民の皆様の安全や快適な生活環境を守るため、平成19年に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）を制定しました。その後、市民の皆様からのご意見やご要望を取り入れ見直してきました結果、現在では、歩行中や自転車乗車中の喫煙、喫煙禁止区域内での喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置や放し飼い、夜間花火、花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）内での花火、落書き、芦屋川流域（城山堰堤以南）と芦屋キャナルパークの南北護岸でのバーベキュー等、芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の夜間航行を禁止としています。

また、美化推進員と市の協働による市民マナー条例の啓発活動や啓発看板等の設置、専門員（市民マナー条例指導員）や警備員による市内パトロール等の取組も進めています。その成果として、第4次芦屋市総合計画前期基本計画市民アンケート調査（平成24年11月実施）では、「清潔なまちづくりが進んでいる」について、77.6%のかたが「満足」または「やや満足」との結果が得られるなど、市内の快適な生活環境の確保に一定の効果がみられるものの、喫煙禁止区域外での歩行喫煙、路上に放置された空き缶や飼い犬のふん、たばこの吸殻など、解決されていない課題も多くみられます。

本計画は、市民一人ひとりが市民マナー条例を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために策定するものです。

「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」

【平成19年6月1日 市民マナー条例施行】

たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、喫煙禁止区域内での喫煙、飼い犬のふんの放置や放し飼い、夜間花火、落書き等の禁止を定めた。

【平成21年7月1日 市民マナー条例改正】

潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とした。

【平成23年6月1日 市民マナー条例改正】

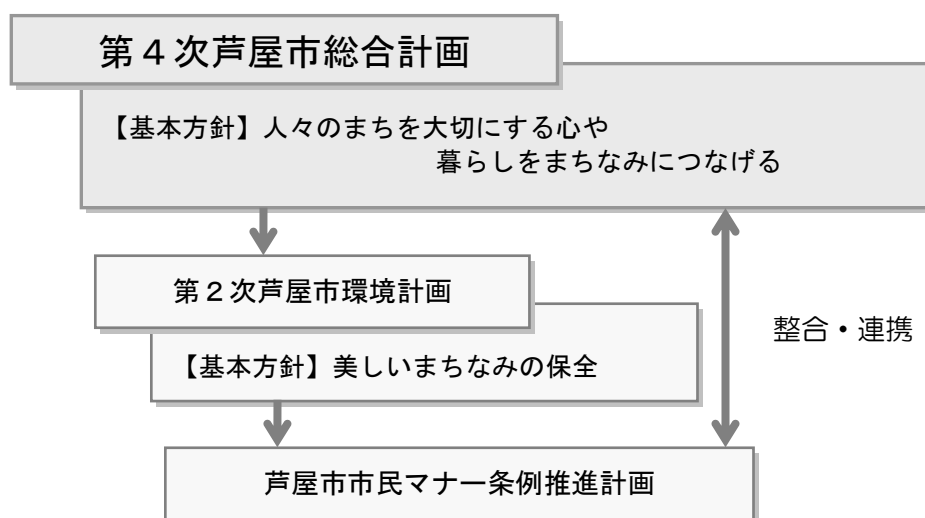
芦屋川流域等でのバーベキュー等、芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の夜間航行を禁止とし、喫煙禁止区域について、それまでのJR芦屋駅周辺に加え、阪神芦屋駅・打出駅、阪急芦屋川駅周辺の3箇所を追加指定した。

【平成25年10月1日 市民マナー条例改正】

歩行中や自転車乗車中の喫煙（歩行喫煙等）の禁止について、それまでの喫煙者の努力義務から、歩行喫煙等禁止の表記に改めた。

2 計画の位置づけ

本計画は、「市民マナー条例」に関連する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。また、「第4次芦屋市総合計画」の基本方針「人々のまちを大切に作る心や暮らしをまちなみにつなげる」や、「第2次芦屋市環境計画」の基本方針「美しいまちなみの保全」に沿い、各計画との整合・連携を図ります。



3 計画の対象範囲

本計画では、市民マナー条例において特に迷惑な行為として規定した「歩行喫煙等、喫煙禁止区域内での喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置や放し飼い、夜間花火、花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）内での花火、落書き、芦屋川流域等でのバーベキュー等、芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の夜間航行」の禁止について、理解し自発的に遵守することとして位置付けた「市民マナー」の向上を推進するための施策を対象とします。

4 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢や市民意識の変化などに応じて適宜検証等を行います。

第 2 章

芦屋市の現状と課題の整理

1 市民等のこれまでの取組

本市では、これまで環境美化活動として、地域主体で以下のような取組が行われてきました。

- ・芦屋市自治会連合会と芦屋市環境衛生協会が主催する「わがまちクリーン作戦」
(平成 25 年秋からは、芦屋市環境衛生協会主催の「芦屋わがまちクリーン作戦」として開催)
- ・「芦屋川のクリーン作戦」や「ごみ持ち帰りキャンペーン」等の清掃活動
- ・各自治会やボランティアグループ等で自主的に実施される清掃活動

2 市のこれまでの取組

本市では、市民マナー条例の推進として、さまざまな機会や媒体を使って、啓発活動を行うとともに、パトロール等による規制の強化も実施してきました。

(1) 啓発キャンペーン

- ・早朝の通勤者及び「芦屋さくらまつり」や「あしや秋まつり」などのイベント参加者を対象に、JR芦屋駅、阪神芦屋駅・打出駅、阪急芦屋川駅及び各イベント会場において、美化推進員・市職員等により啓発チラシやグッズを配布し、市民マナー条例について啓発

(2) 啓発チラシの配布、啓発ポスターの掲示依頼

- ・市出先機関、警察署、事業者（阪神電鉄、阪急電鉄、JR、タクシー協会、海事関係者等）、自治会、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校への啓発チラシの配布と、啓発ポスターの掲示の依頼

(3) 新聞折込

- ・市民マナー条例チラシ，広報紙（環境特集号）の新聞折込の実施

(4) 広報あしやへの掲載

- ・市民マナー条例の禁止事項等の記事の掲載
- ・広報紙（環境特集号）の発行（年1回6月発行）

(5) 芦屋市ホームページへの掲載

- ・市民マナー条例における，過料などの罰則規定，喫煙禁止区域・花火禁止区域・バーベキュー禁止区域等の掲載

(6) 広報チャンネル

- ・市民マナー条例で規制される行為・喫煙禁止違反者に対する過料徴収等について啓発
- ・バーベキューの禁止やプレジャーボートの航行規制について啓発
- ・飼い犬のふんの放置や放し飼いの禁止について啓発

(7) 看板，路面表示等

ア 路上喫煙・歩行喫煙禁止について

- ・喫煙禁止区域及び喫煙指定場所表示看板の設置
 - ・喫煙禁止区域等路面タイルの設置
 - ・喫煙指定場所における灰皿の設置（喫煙禁止区域各1箇所 全4箇所）
 - ・のぼり旗の設置
 - ・喫煙指定場所におけるパーテーション及び植栽の設置（JR芦屋駅，阪神打出駅，阪急芦屋川駅）
-

イ たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て禁止について

- ・啓発看板の無料配布，設置

ウ 犬のふんの放置や放し飼いの禁止について

- ・啓発看板の無料配布，設置

エ 夜間花火禁止について

- ・啓発看板の設置
- ・赤色点滅灯付きカラーコーンの設置
- ・啓発放送の実施（潮芦屋ビーチ）

オ バーベキュー等禁止について

- ・啓発看板の設置
- ・のぼり旗の設置

カ プレジャーボート等航行規制について

- ・あゆみ橋橋脚への啓発シールの設置

（８）パトロール等

ア 喫煙禁止区域内

- ・専門員（市民マナー条例指導員）により区域内を巡回し，注意するとともに，違反者から過料を徴収

イ 花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）内

- ・地元自治会・県尼崎港管理事務所職員・警察署・市職員等により巡回
- ・「芦屋サマーカーニバル」の会場において，市職員により巡回
- ・ゴールデンウィーク，６月～９月において，警備員により巡回

ウ バーベキュー等禁止区域内

- ・４月～９月の休日等において，警備員により巡回

エ プレジャーボート等航行規制区域内

- ・ゴールデンウィーク，６月～９月の休日等において，警戒艇により巡回

3 アンケート調査等からみられる現状

「芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査」や「美化推進員へのアンケート調査」、
「美化推進員の団体ヒアリング」、通勤者・来訪者を対象にした「市外の人への聞き取り調査」
を実施し、芦屋市の市民マナーの現状の把握に努めました。（調査結果中「N」は回答者数を示す）

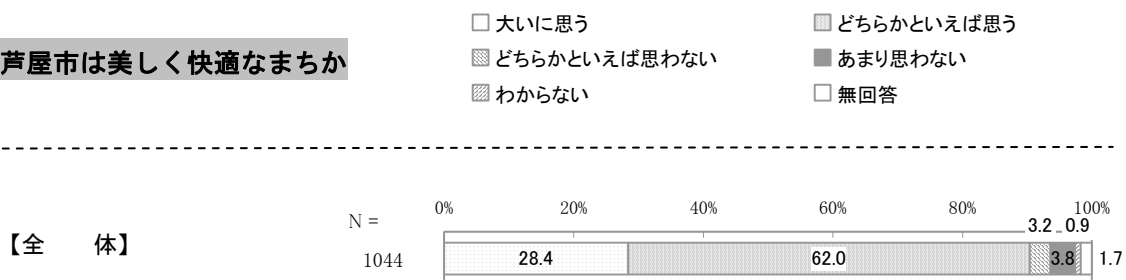
(1) 芦屋のまちのイメージ

市内・市外の人から芦屋市は美しく清潔で快適なまちだと評価されている。

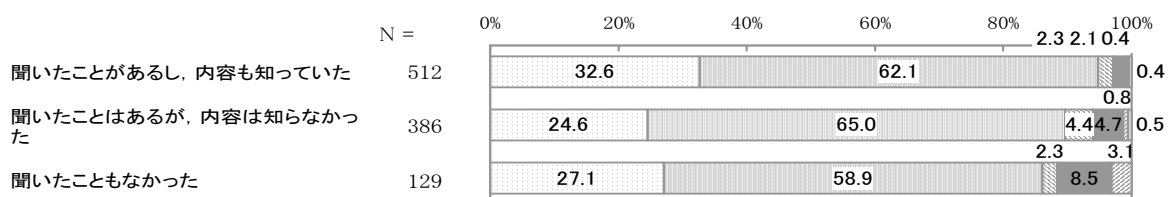
- ・「美しく清潔で快適なまち」と思う人は 90.4%と高くなっています。（大いに思う 28.4%、どちらかといえば思う 62.0%）
- ・市民マナー条例の認知度別にみると、「聞いたことがあるし、内容も知っていた」で、「大いに思う」の割合が高くなっています。
- ・「潮見・浜風小学校区」で他の地区に比べ、「大いに思う」の割合が高くなっています。
- ・市外の人への聞き取り調査においても、「美しく清潔で快適なまち」と思う人は 86.1%と高くなっています。（大いに思う 64.8%、どちらかといえば思う 21.3%）

芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

芦屋市は美しく快適なまちか

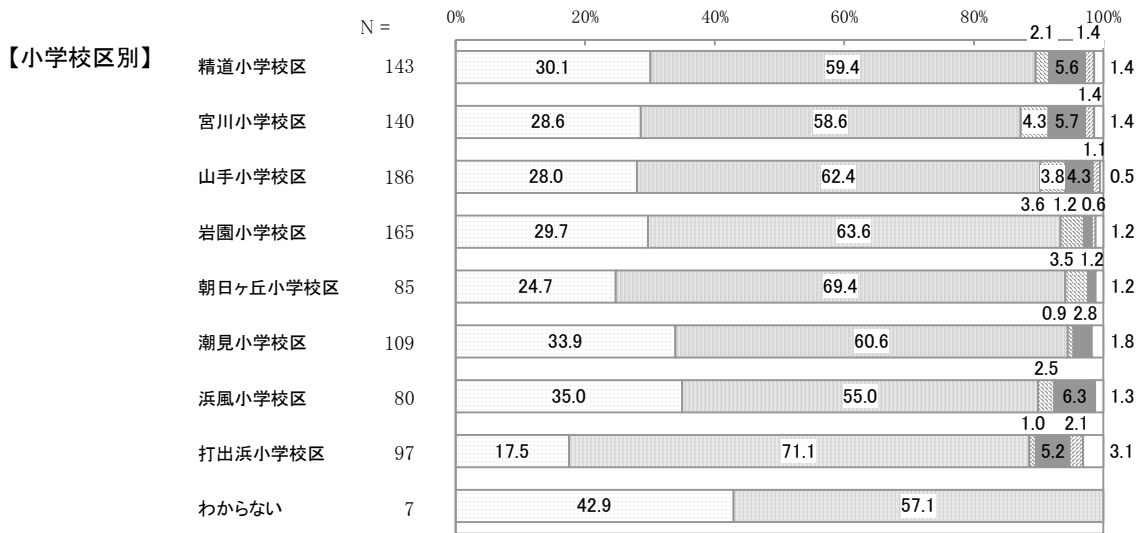
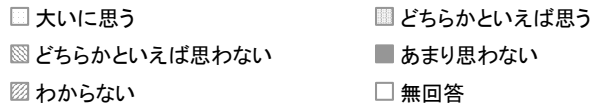


【「市民マナー条例」の認知度別】



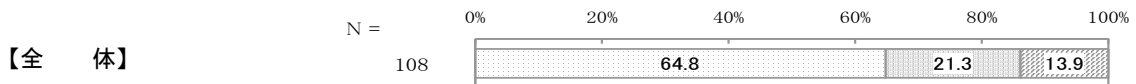
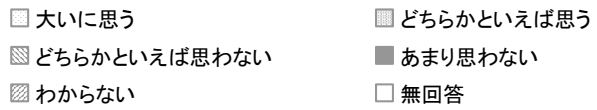
芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

芦屋市は美しく快適なまちか



市外の人への聞き取り調査結果

芦屋市は美しく快適なまちか



美化推進員の団体ヒアリングでの意見

- ・ 条例制定後一定の効果が感じられる。
- ・ 規制をされていて効果が出ているところとそうでないところがある。
- ・ 毎日ゴミがあるのは変わらないが、ボランティアにより毎日掃除をしているから、現状維持できている。
- ・ クリーン作戦をしているとゴミが減ってきていると感じる。(マナーが浸透しているのかもしれない。)
- ・ 町内は、清掃を始めた当初は汚かったが、今はほとんどゴミがない。
- ・ 町の中は割と美しい。ゴミを見つければ処理するよう心掛けている。
- ・ 公園や路地など、人目につかない場所・時間でたばこの吸い殻が多い。
- ・ 公園、路地など見えないところ、夜間のたばこのポイ捨てがある。

(2) 市民マナーの現状

喫煙する人や犬を飼っている人で特に何も配慮していない人は少ないものの、喫煙禁止区域外など目の届かないところでのマナー違反がみられる。

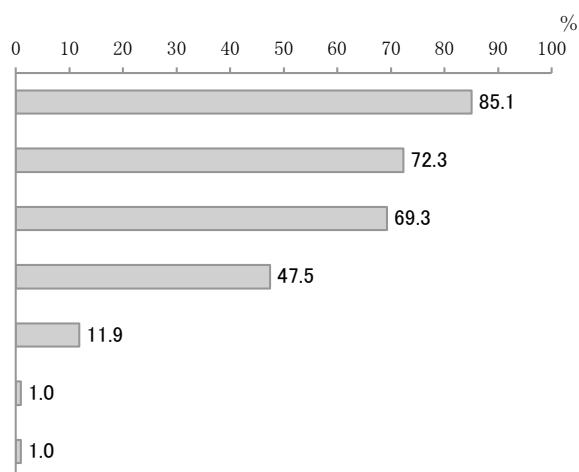
- 喫煙する人で配慮していることは、1位「喫煙禁止区域では喫煙しない」85.1%、2位「歩きながらの喫煙はしない」72.3%、3位「周囲の人に気を配っている」69.3%となっており、「特に何もしていない」は1.0%と少なくなっています。
- 犬を飼っている人で配慮していることは、1位「ふんは持ち帰る 91.8」%、2位「外でリードを離さない」87.3%、3位「周囲の人に気を配っている」82.1%となっており、「特に何もしていない」は0.7%と少なくなっています。
- 美化推進員の団体ヒアリングでは、喫煙禁止区域外でのポイ捨てや犬のふんの放置など、アンケートではみられない問題があることが指摘されました。

芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

喫煙する人で配慮していること

N = 101

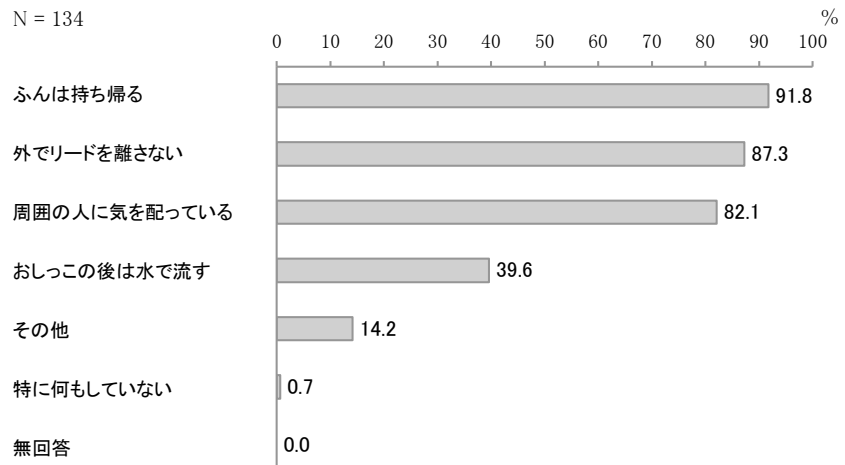
喫煙禁止区域では喫煙しない
歩きながらの喫煙はしない
周囲の人に気を配っている
携帯灰皿を使用している
その他
特に何もしていない
無回答



芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

犬を飼っている人で配慮していること

N = 134



美化推進員の団体ヒアリングでの意見

- 喫煙禁止区域外でのポイ捨てがある。
- 日常生活道路はきれいにされているが、高速道路から降りてくる道やバス停、バス通りでは、ポイ捨てがある。
- 禁止していても海岸でのゴミ捨てがある。
- 公園は喫煙禁止区域ではない。子どもの集まる公園ではあるが、規制できない。
- 公園の遊具のところでたむろして喫煙している子どもたちがいる。
- 犬のふんの始末が悪い。
- 犬の散歩で手元に袋を持っていても、ふんの処理をしない人もいる。
- 夜遅くまで花火をしている。
- 市民マナー条例という名称が市民と離れてきている。条例をつくっても守れていない。

(3) 市民マナー条例の認知度

市民マナー条例は、約9割の市民が聞いたことがあると答えているが、内容まで知っている人は5割にとどまっている。その中で、地域活動に参加している人では、内容まで知っている人は6割を超え、一方で市外の人では2割にとどまっている。

- 「市民マナー条例」を知っているかについて、「聞いたことがあるし、内容も知っていた」49.0%、「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」37.0%、「聞いたこともなかった」12.4%となっています。
- 20歳代、30歳代で「聞いたこともなかった」が30%台と低くなっています。
- 地域活動団体（自治会、子ども会、老人会など）に参加したことがある人の「聞いたことがあるし、内容も知っていた」が60.1%と高くなっています。
- 美化推進員へのアンケート調査では、市民マナー条例について、「聞いたことがあるし、内容も知っていた」の割合が86.5%と高くなっています。
- 市外の人への聞き取り調査では、市民マナー条例について、「聞いたこともなかった」の割合は65.7%と高くなっています。
- 「市民マナー条例」により禁止されていることの認知度については、1位：たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て（82.9%）、2位：飼い犬の放し飼いやふんの放置（75.8%）、3位：芦屋川流域等でのバーベキュー等（73.8%）となっています。



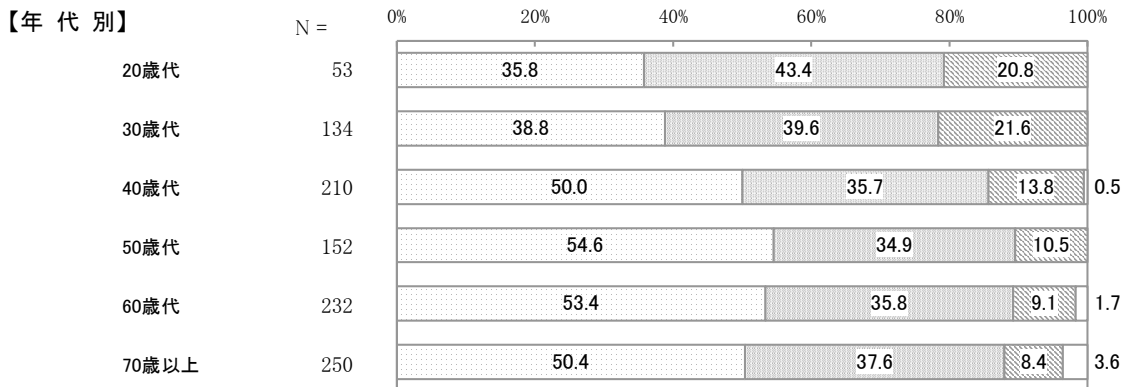
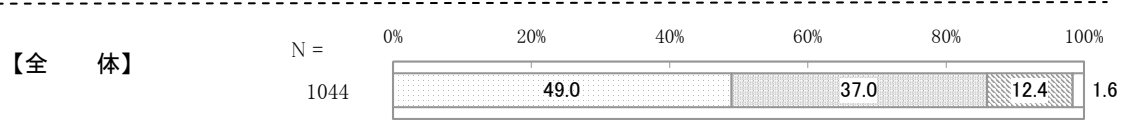
岩園小学校 2年

梨本 唯奈（なしもと ゆいな）さんの作品

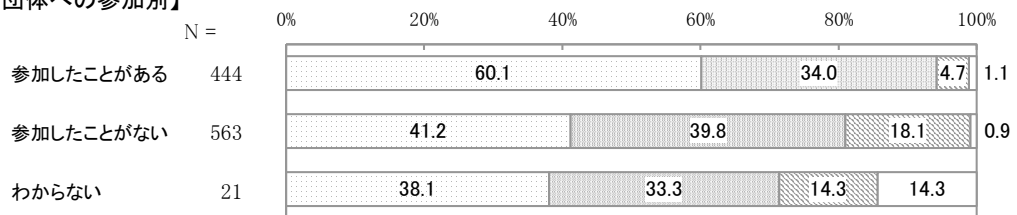
芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

「市民マナー条例」の認知度

- 聞いたことがあるし、内容も知っていた
- 聞いたことはあるが、内容は知らなかった
- 聞いたこともなかった
- 無回答



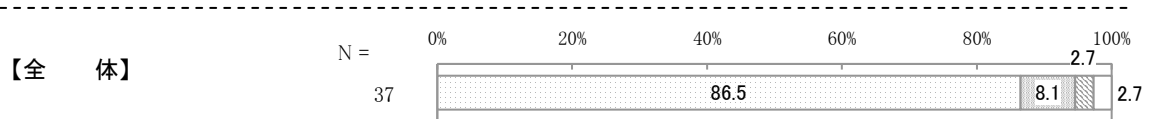
【地域活動団体への参加別】



美化推進員へのアンケート調査結果

「市民マナー条例」の認知度

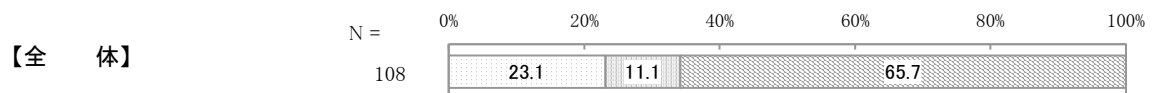
- 聞いたことがあるし、内容も知っていた
- 聞いたことはあるが、内容は知らなかった
- 聞いたこともなかった
- 無回答



市外の人への聞き取り調査結果

「市民マナー条例」の認知度

- 聞いたことがあるし、内容も知っていた
- 聞いたことはあるが、内容は知らなかった
- 聞いたこともなかった
- 無回答



芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

「市民マナー条例」の禁止事項の認知度

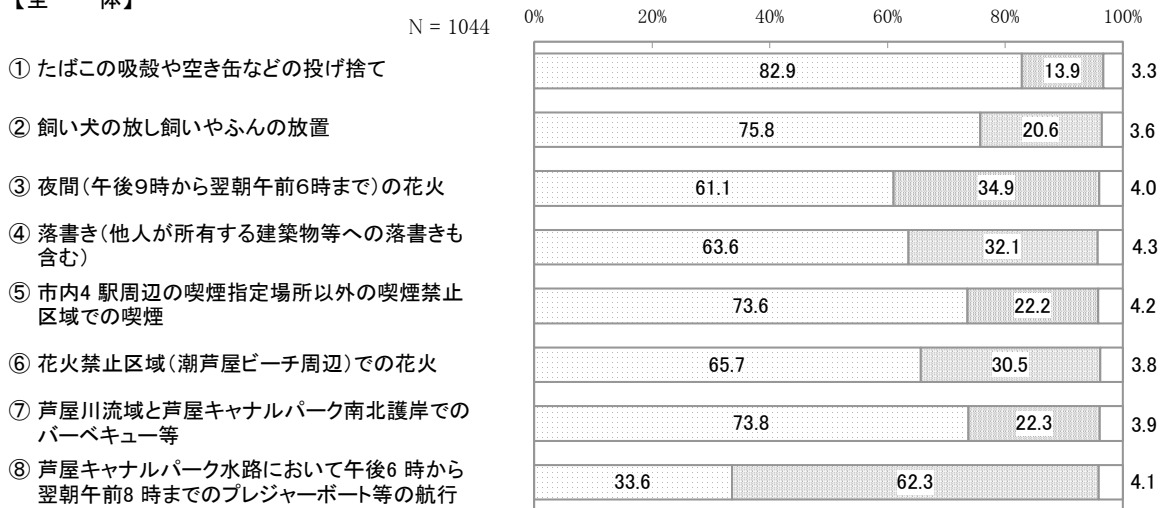
■ 知っている

■ 知らない

□ 無回答

【全 体】

N = 1044



潮見小学校 5年

小岸 恭(こぎし つかさ)さんの作品

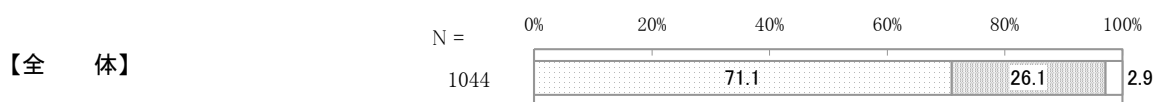
市外の人には、喫煙禁止区域内での喫煙に対し、罰則があることが周知されていない。

- 喫煙禁止区域内での喫煙の罰則（過料 2,000 円）を知っているかについては、「知っている」の割合は 71.1%と高くなっています。
- 「市民マナー条例」を知っている人では、喫煙禁止区域内での喫煙の罰則（過料 2,000 円）について「知っている」の割合が 85.9%と、さらに高くなっています。
- 喫煙している人についても、「知っている」の割合が 83.2%と、高くなっています。
- 市外の人への聞き取り調査では、「知っている」の割合は 39.8%と低くなっています。

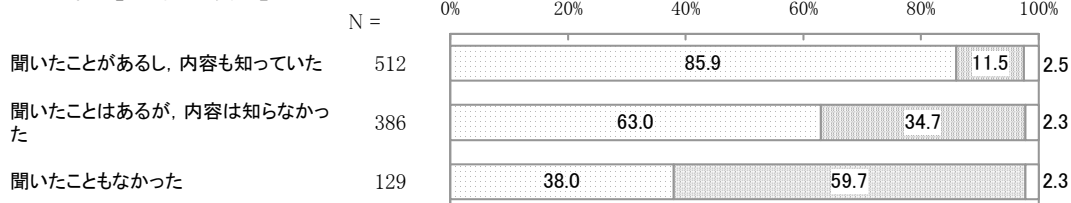
芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

喫煙禁止区域内での喫煙の罰則の認知度

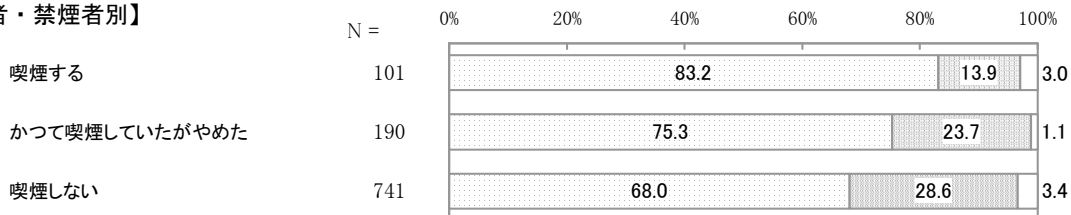
□ 知っている ■ 知らない □ 無回答



【「市民マナー条例」の認知度別】



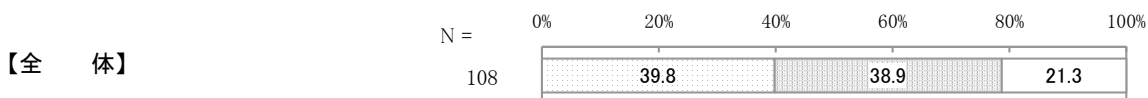
【喫煙者・禁煙者別】



市外の人への聞き取り調査結果

喫煙禁止区域内での喫煙の罰則の認知度

□ 知っている ■ 知らない □ 無回答



(4) 市民マナー条例の効果

「喫煙禁止区域内での喫煙」をはじめ、影響のある地域における「花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）内での花火」、「禁止区域内でのバーベキュー等」、「規制区域内でのプレジャーボート等の航行」について一定の改善がみられる。

- ・「市民マナー条例」の取り組みの効果については、「大いに改善」と「やや改善」を合わせた割合では、1位：喫煙禁止区域での喫煙（62.3%）、2位：歩行中や自転車に乗車中の喫煙（50.9%）、3位：たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て（45.3%）となっています。
- ・「花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）内での花火」、「芦屋川や芦屋キャナルパーク護岸でのバーベキュー等」、「芦屋キャナルパーク水路での午後6時から午前8時までのプレジャーボート等の航行」については、影響のある地域では「大いに改善」が高くなっています。
- ・一方で、「歩きたばこ」についてどう思うかについては、「非常に不快」が67.6%と高くなっており、特に、喫煙しない人では、「非常に不快」が72.7%と、さらに高くなっています。
- ・「歩きたばこ」についての不快な内容として、「煙やにおいで不快な思いをしたことがある」59.1%、「吸殻の散乱で不快に感じたことがある」53.1%が高くなっています。

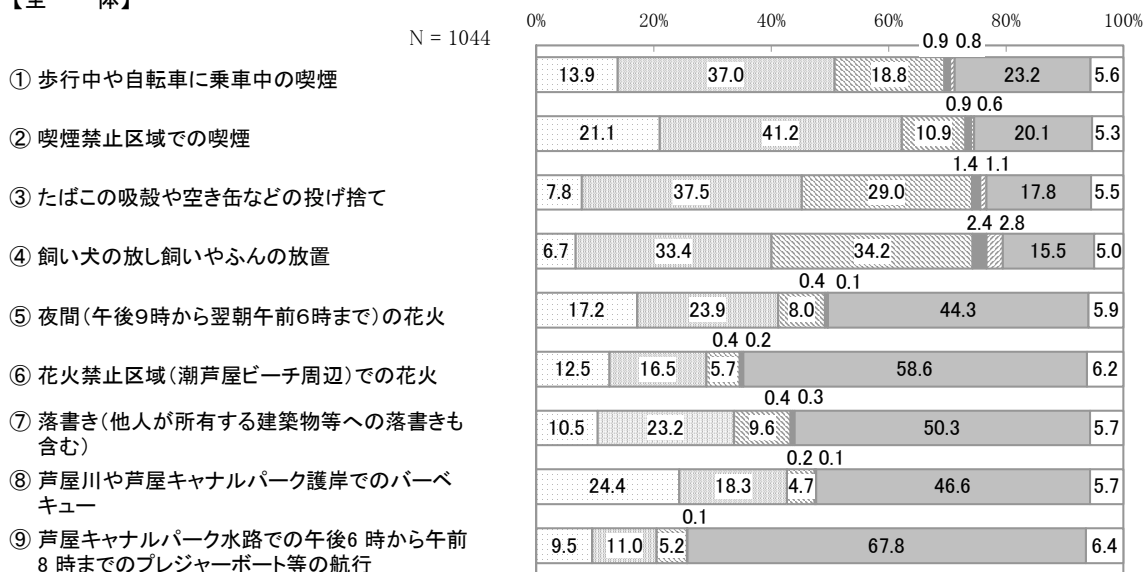
芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

「市民マナー条例」の取組の効果

- 大いに改善された
- やや改善された
- 変わらない
- やや悪くなった
- 非常に悪くなった
- わからない
- 無回答

【全 体】

N = 1044



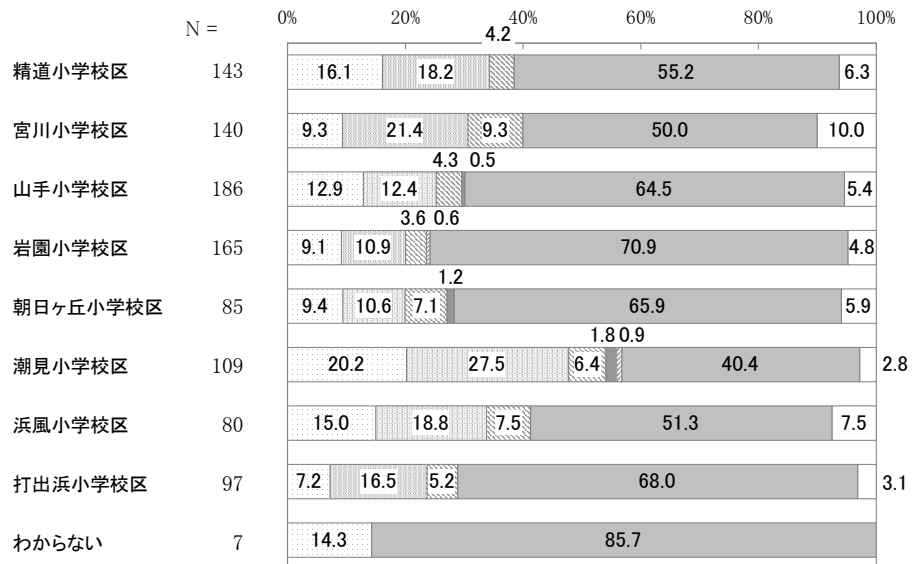
芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

「市民マナー条例」の取組の効果

(花火禁止区域(潮芦屋ビーチ周辺)での花火)

- 大いに改善された
- やや改善された
- 変わらない
- やや悪くなった
- 非常に悪くなった
- わからない
- 無回答

【小学校区別】



芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

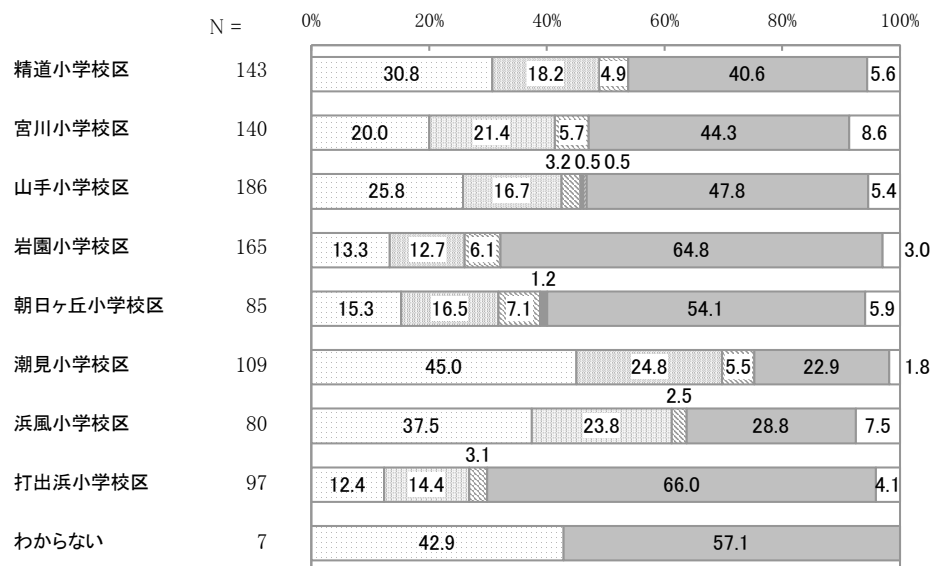
「市民マナー条例」の取組の効果

(芦屋川や芦屋キャナルパーク護岸での

バーベキュー)

- 大いに改善された
- やや改善された
- 変わらない
- やや悪くなった
- 非常に悪くなった
- わからない
- 無回答

【小学校区別】



芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

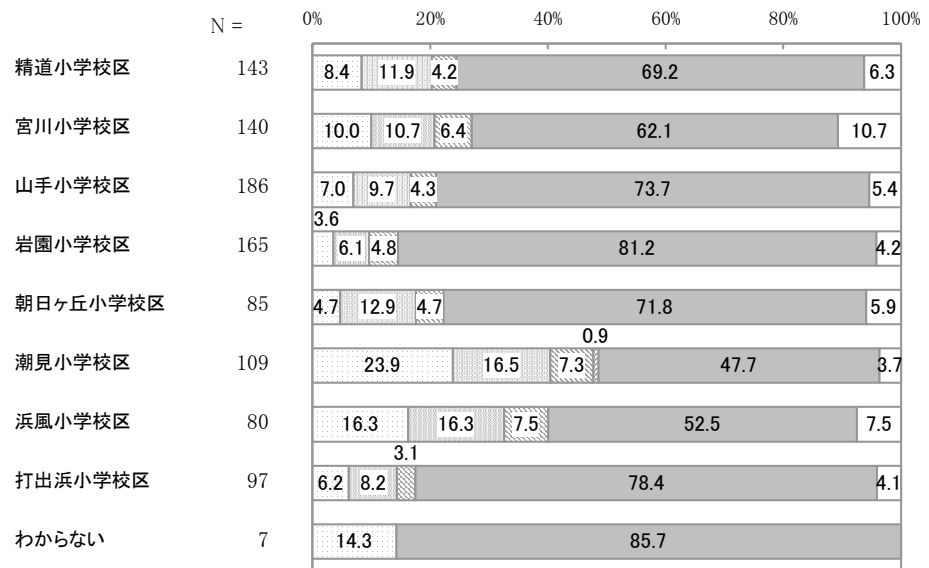
「市民マナー条例」の取組の効果

(芦屋キャナルパーク水路での午後6時から

午前8時までのプレジャーボート等の航行)

- 大いに改善された
- やや改善された
- 変わらない
- やや悪くなった
- 非常に悪くなった
- わからない
- 無回答

【小学校区別】



精道小学校 4年

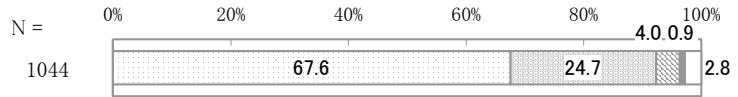
松井 美紀 (まつい みのり) さんの作品

芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

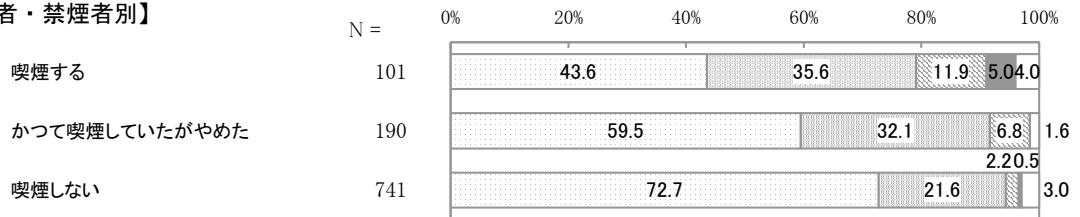
「歩きタバコ」についてどう思うか

- 非常に不快
- ▨ それほど気にならない
- 無回答
- ▨ 場合によっては不快
- 全く気にならない

【全 体】



【喫煙者・禁煙者別】



芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

「歩きタバコ」の不快な内容

【喫煙者・禁煙者別】

単位：%

区分	有効回答数(件)	危険を感じたことがある	火傷や衣服への焼け焦げなどの	煙やにおいで不快な思いをしたことがある	吸殻の散乱で不快に感じたことがある	その他	特に不快な経験はない	無回答
全体	1044	21.3	59.1	53.1	5.7	13.0	4.7	
喫煙する	101	19.8	28.7	44.6	4.0	30.7	3.0	
かつて喫煙していたがやめた	190	22.1	57.4	58.4	5.8	12.6	1.6	
喫煙しない	741	21.2	64.0	52.9	6.1	10.7	5.8	

(5) 市民マナーの向上への取組について

迷惑行為の防止のためには、市民一人ひとりの心がけや行動を促す取組が必要であるとともに、地域と行政などが一体となった取組が求められている。

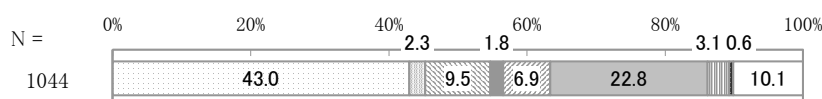
- ・ 公共の場における迷惑行為の防止のために必要なことは、「市民一人一人の心がけや行動」43.0%、「地域と行政などが一体となった取り組み」22.8%が高くなっています。
- ・ 喫煙する人では、「市民一人一人の心がけや行動」52.5%と、さらに高くなっています。

芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

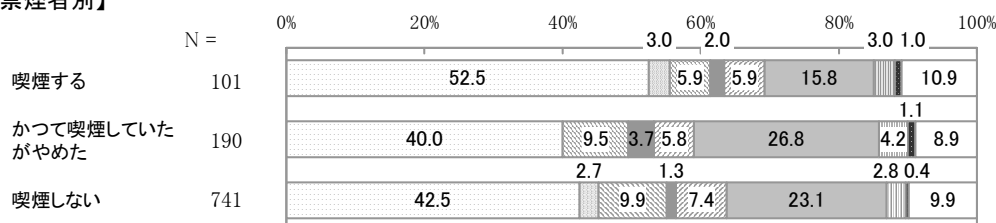
公共の場における迷惑行為の 防止のために必要なこと

- 市民一人一人の心がけや行動
- ▨ 迷惑行為に対する周囲からの声かけ
- ▨ 地域住民による活動や雰囲気作り
- 市民ボランティアなどによる取り組み
- ▨ 行政による取り組み
- 地域と行政などが一体となった取り組み
- ▨ その他
- 特にない
- 無回答

【全 体】



【喫煙者・禁煙者別】



公共の場におけるマナー向上のためには、周知・啓発とともに、子どもへのマナー教育の実施や罰則・パトロール等の強化に向けた取組が求められている。

- 公共の場におけるマナー向上のために、市として特に重点的に取り組むべきことは、「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」46.0%、「子どもへのマナー教育の実施」、「禁止行為に対する罰則の制定や強化」33.9%が高くなっています。
- 年代別にみると、「地域と行政が一体となって行う啓発（イベントやキャンペーンなど）」について20歳代の割合が、「専門員による市内パトロールの強化」、「禁止行為に対する罰則の制定や強化」について30歳代の割合が高くなっています。また、「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」について40歳代の割合が、「広報紙、ホームページなどを使った禁止行為の周知やマナー啓発」について60歳代の割合が高くなっているほか、「地域や家庭へのマナー教育の実施」について50歳以上で割合が高くなっています。

芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

市として重点的に取り組むべきこと

【全体】 【年代別】

単位：%

区分	有効回答数(件)	禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設	子どもへのマナー教育の実施	禁止行為に対する罰則の制定や強化	専門員による市内パトロールの強化(実施区域や実施時間の拡大)	地域と行政が一体となって行う啓発(イベントやキャンペーンなど)	地域や家庭へのマナー教育の実施	禁止行為の周知やマナー啓発	広報紙、ホームページなどを使った禁止行為の周知やマナー啓発	地域での取り組み(住民による見回りや声の掛け合いなど)への支援	芦屋市のマナー向上の取り組みについての市外へ向けた情報発信	マナーの教育(マナー講座等)ができる人材の育成	その他	特にない	無回答
全体	1044	46.0	33.9	33.9	29.5	26.8	21.8	15.6	12.5	9.1	3.0	3.3	1.0	6.5	
20歳代	53	45.3	22.6	34.0	28.3	34.0	17.0	18.9	11.3	7.5	3.8	3.8	1.9	5.7	
30歳代	134	42.5	37.3	47.0	41.0	18.7	11.2	11.2	12.7	9.7	1.5	5.2	0.0	6.7	
40歳代	210	51.9	38.1	36.7	32.9	24.3	17.6	8.6	11.4	11.0	3.8	2.9	0.0	6.2	
50歳代	152	46.7	31.6	36.2	28.9	29.6	25.0	16.4	11.2	13.2	2.0	5.9	0.7	4.6	
60歳代	232	45.3	33.6	31.0	26.3	29.7	24.1	22.4	14.7	9.1	3.4	2.6	1.7	5.2	
70歳以上	250	43.2	32.8	26.0	24.0	28.4	28.4	16.4	12.8	5.6	3.2	1.6	1.2	8.4	

芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査結果

市民マナー条例に関する自由意見（要望等）

- ・歩行中や自転車に乗車中の喫煙について
- ・喫煙禁止区域での喫煙について
- ・たばこの吸い殻や空き缶などの投げ捨てについて
- ・飼い犬の放し飼いやふんの放置について
- ・禁止区域等の花火やバーベキューについて
- ・芦屋キャナルパーク水路でのプレジャーボート等の航行について
- ・落書きについて
- ・その他市民マナー条例に関することについて
- ・教育について

美化推進員の団体ヒアリングでの意見

① 地域（自治会・事業者・美化推進員）でできることはどんなことだと思いますか？

- ・自治会の掲示板を使って貼っておく。
- ・本日のヒアリング自体が市からのPR，今日家に帰ったら地域に返していきたい。
- ・市のクリーン作戦に便乗し，毎月でなくても，市民運動にして行くとよい。
- ・自治会だよりへの記載は宣伝になる。マナー条例についても話をしている。
- ・まち全体をきれいに保つことで，ポイ捨てなども防ぐことができるのではないか。落ち葉などが片付いていないと，ポイ捨ても増える。
- ・地域でのイベントを活用し，チラシの配付だけでなく，一言呼びかけるなどの工夫をする。
- ・パトロールは危険が伴うため，あまり強く注意しないようにしている。見つけて取り締まるといふより，地域が見ていることをアピールすることが抑止につながる。

② 行政はどんなことに取り組むと効果的だと思いますか？

- ・ボランティアの方をもっとPRすべき。
- ・清掃活動などを市の広報にシリーズ化するなどして，掲載してほしい。
- ・地域のイベントなどに，環境課だけではなく，関係課と連携のもとに行うとよい。
- ・市外の人ではなく，市民に向けて，子どもたち，主婦でもわかるように啓発してほしい。
- ・メディアも活用する。
- ・市外から来る人向けに，看板を目立つように増やしてほしい。
- ・市民へのPRも大事だと思うが，学校や中小企業へのPRをもっとしてほしい。
- ・看板などは，駅が目につくところに，効果的に設置する。芦屋に入ったら歩きたばこをしてはいけないことがわかってもらえればありがたい。

4 市民マナーの向上に向けた課題

本計画策定において実施した、アンケート調査等からみえてきた現状を踏まえ、市民マナーの向上に向けた課題を整理すると以下の通りになります。

芦屋のまちのイメージと市民のマナーの現状について

- ・市内・市外の人から芦屋市は美しく清潔で快適なまちだと評価されている。
- ・喫煙する人や犬を飼っている人で特に何も配慮していない人は少ないものの、喫煙禁止区域外など目の届かないところでのマナー違反がみられる。

課題1 市民のマナーの向上に向けたさらなる取組が必要です。

市民マナー条例の認知度や効果について

- ・市民マナー条例は、約9割の市民が聞いたことがあると答えているが、内容まで知っている人は5割にとどまっている。その中で、地域活動に参加している人では、内容まで知っている人は6割を超え、一方で市外の人では2割にとどまっている。
- ・市外の人には、喫煙禁止区域内での喫煙に対し、罰則があることが周知されていない。
- ・「喫煙禁止区域内での喫煙」をはじめ、影響のある地域における「花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）内での花火」、「禁止区域内でのバーベキュー等」、「規制区域内でのプレジャーボート等の航行」について一定の改善がみられる。

課題2 市民マナー条例の内容の周知を強化する必要があります。

課題3 地域活動（自治会、子ども会、老人会など）への参加を促し、自らの地域や市内全域の環境美化をはじめとする市民マナーについて考える機会を創出する必要があります。

課題4 市外からの来訪者への啓発が不足していることから、駅など市の玄関口における啓発や、事業所を通じた、市の取組等についての啓発を強化する必要があります。

市民マナーの向上への取組について

- ・迷惑行為の防止のためには、市民一人ひとりの心がけや行動を促す取組が必要であるとともに、地域と行政などが一体となった取組が求められている。
- ・公共の場におけるマナー向上のためには、周知・啓発とともに、子どもへのマナー教育の実施や罰則・パトロール等の強化に向けた取組が求められている。

課題5 市民一人ひとりの心がけや行動に働きかける取組として、周知・啓発とともに、子どもの頃からの環境美化意識の醸成や人に迷惑をかけないなどのマナーについて学習する機会が必要であり、さらにその取組を定着させるための、地域と行政が一体となった取組を促進する必要があります。

課題6 罰則・パトロール等の強化に向け、実施方法の見直しを行い、内容を充実させる必要があります。

各種調査からみえてきた課題から、市民マナーの向上には、これまでの取組である抑止のための罰則やパトロールの実施と併せて、市内・市外の人を問わず、禁止事項や禁止区域の周知を強化し、市・市民・事業者が一体となった取組を展開することにより、迷惑行為をさせない機運を高めていくことが必要です。

また、さらにそれを定着させるために、子どもの頃から環境美化意識やマナー意識を高めたり、地域活動等に参加することにより、芦屋を愛し、芦屋をきれいにする心を育む「心・人づくり」が必要だと考えられます。

第 3 章

施策の基本的方向性

1 基本理念

第4次芦屋市総合計画では、自然やみどりを守り、歴史を伝え、伝統を継承し、人々や文化が交流するまちで、市民がまちなみを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切にする心を育てながら暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力と捉え、これからも時代の流れとともに『新しい暮らし文化』を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げています。

市民マナーの向上に向けた課題に対しても、一人ひとりがまちを愛し、他人を思いやることを心がけ、それを行動につなげていくことが必要であると考えられます。

そこで、本計画は、市民マナー条例のこれまでの取組を継承しながら、まちの環境美化にとどまらず、新たに人とのつながりやまちを大切にする心を育てることをコンセプトとした『心・人づくり』をめざし、「**芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む**」を基本理念とします。



芦屋を愛し 環境にやさしい心
健康的な心 美しい心 を育む

2 基本目標

本計画の基本理念「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」の実現に向け、市民マナーの向上に向けた課題を解決していく方向性として、4つの基本目標を設定します。

キーワードは「知らせる」

基本目標 1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

市内・市外の人に関わらず、多くの方が、芦屋市は美しく清潔で快適なまちと評価しています。美しい芦屋を永続的に維持するためには、市民一人ひとりの心がけや行動が大切です。

そこで、まちの環境美化や市民マナーの向上についてのさまざまな情報を、多くの人が共有し、相互に関心を高めることができるよう、「市民マナー条例」の啓発をきっかけとし、市・市民・事業者それぞれが情報を積極的に発信します。

キーワードは「学ぶ」

基本目標 2 マナーを守る 美しい心を子どもの頃から育もう

芦屋市では、「命の尊重」や「思いやりの心」など、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の大切さ、物事の良し悪しを自分で考え判断して行動できる力など、「豊かな人間力」を育む取組を進めています。

それらの取り組みを踏まえ、芦屋の環境や芦屋に住む人のことを思いやることで、ごみを捨てる人から、ごみを拾う人になるよう、家庭や地域と連携・協力して子どもたちの環境美化やマナー意識の醸成を図ります。



キーワードは「行動する」

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう

芦屋市では、これまで「わがまちクリーン作戦」や「芦屋川のクリーン作戦」、「ごみ持ち帰りキャンペーン」、各自治会やボランティアグループ等により自主的に実施される清掃活動など、さまざまな環境美化の活動が行われてきました。また、アンケート調査においても、地域活動に参加している人ほど、「市民マナー条例」の認知度が高く、芦屋市を清潔で快適なまちと評価しています。引き続き、環境美化に向けた活動に取り組みとともに、市・市民・事業者の一体的な取組や地域活動への参加を促す機会づくりを進めます。



キーワードは「つなぐ」

基本目標4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう



市民マナーを向上させ、それを定着させる取組については、市が一方的に取り組むのではなく、家庭・地域と一体となり、効果的かつ継続的に取り組むことが必要です。また、そのためには本計画に基づく取組を推進し進捗管理を行う組織を構築することが有効と考えます。

そこで、地域で活動している個人や団体のネットワークを活用することにより、それぞれが相互に連携し、まちぐるみで環境美化や市民マナーの向上へ向けた取組を進められるような体制づくりを目指します。

第4章

施策の展開

1 基本目標別の具体的な取組

基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

対策のポイント キーワードは「知らせる」

市民マナーについてのさまざまな情報を、多くの人が共有し、相互に関心を高めることができるよう、行政、学校、地域組織、関係団体、市内事業所などからの、あらゆる情報発信の機会を通して、「市民マナー条例」を周知し、市民マナーの向上に向け、迷惑行為の禁止や環境美化及び市民マナーの向上についての啓発を徹底します。

具体的な取組

No	取組	内容	指標	実施主体	方向性
1	広報紙（環境特集号・アシヤニュースレター）等を利用した情報発信	広報紙の環境特集号やアシヤニュースレター等の在住外国人向けの情報紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	発行回数	市	継続
2	ホームページを利用した情報発信	市ホームページに市民マナー条例に関する情報を掲載し、事業所等のホームページにリンクしてもらう。	更新回数 リンク先数	市	拡充
3	広報チャンネル（ケーブルテレビ）を利用した情報発信	市民マナー条例を知ってもらうための番組を作成し放映する。	実施	市	継続

No	取組	内容	指標	実施主体	方向性
4	まちナビを利用した情報発信	まちナビに市民マナー条例に関する情報を掲載する。	更新回数	市	継続
5	メディアを利用した情報発信	テレビやラジオ・新聞などに市民マナー条例の取り組みを取り上げてもらい情報発信する。	利用メディア数	市	継続
6	交通機関を利用した情報発信	バスの車内アナウンスやポスター掲示など、交通機関を利用し情報発信する。	実施	市	新規
7	市職員に向けた市民マナー条例の周知	市職員に市民マナー条例を周知する。	実施	市	継続
8	啓発チラシ等の作成	市民マナー条例に関するチラシ等を作成する。	発行回数	市	継続
9	啓発チラシ等の配布	公共施設への配布だけでなく、地域や学校園・事業所等の協力によりチラシ等を配布する。	配布協力団体数	市 市民事業者	拡充
10	民間も含めた地域活動団体（自治会、事業所、NPO 団体等）の機関紙を利用した情報発信	団体の発行する機関紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	協力団体数	市 市民事業者	新規
11	啓発看板、路面表示等による周知	効果的な啓発看板・路面表示を設置する。	設置数	市	継続
12	公用車へのステッカー等の掲示による周知	公用車に市民マナー条例に関する情報のステッカーを掲示する。	設置数	市	継続
13	イベント会場等でのアナウンスによる周知	芦屋さくらまつり等のイベント会場で市民マナー条例周知のアナウンスを実施する。	放送回数	市	継続

※方向性：計画期間内に新規で行う取り組みは「新規」、既存事業で内容を拡充する取り組みは「拡充」、既存事業を継続実施する取り組みは「継続」

基本目標 マナーを学ぶ美しい心を子どもの頃から育てる

対策のポイント キーワードは「**学ぶ**」

芦屋市では、「命の尊重」や「思いやりの心」など、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の大切さ、物事の良し悪しを自分で考え判断して行動できる力など、「豊かな人間力」を育む取組を進めています。

それらの取り組みを踏まえ、芦屋の環境や芦屋に住む人のことを思いやることで、ごみを捨てる人から、ごみを拾う人になるよう、家庭や地域と連携・協力して子どもたちの環境美化やマナー意識の醸成を図ります。

具体的な取組

No	取組	内容	指標	実施主体	方向性
1	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	子どもの教育に直接関わる教職員対象に条例の内容等を理解してもらうための講座を行う。	学校数	市	新規
2	子どもに向けたマナーの出前講座	「人に迷惑をかけない」など、マナーに関するテーマで子どもにもわかりやすい形での講座を行う。	開催数	市	新規
3	市民マナー条例に関するポスター等の募集	市民マナー条例に関するテーマでポスターや標語等を子どもから募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	応募数	市 市民 事業者	新規

※方向性：計画期間内に新規で行う取り組みは「新規」、既存事業で内容を拡充する取り組みは「拡充」、既存事業を継続実施する取り組みは「継続」

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう

対策のポイント キーワードは「**行動する**」

各自治会やボランティア団体と行政の連絡を密にし、市民マナーの向上に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を進めます。また、地域活動へ参加することは、自らのまちを愛する心が醸成されるとともに、行政や地域からの情報を受けやすいことから、さまざまな年代に応じた地域活動への参加を促す機会づくりを進めます。

具体的な取組

No	取組	内容	指標	実施主体	方向性
1	民間も含めた地域活動団体（自治会，事業所，NPO 団体等）への啓発講座の実施	団体の集会等の時間に，市民マナー条例を理解してもらうための講座を行う。	団体数	市 市民 事業者	新規
2	まちかどキャンペーンの実施	従来キャンペーンとあわせて，特に市民マナー条例の周知が必要な地域へ集中的なキャンペーンを実施する。	実施回数	市 市民 事業者	拡充
3	芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	芦屋わがまちクリーン作戦等のイベントの実施に合わせて，市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	参加者数	市 市民 事業者	新規
4	事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施	事業所等のイベントの実施に合わせて，市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	参加者数	市 市民 事業者	新規
5	地域と一体となった啓発パトロールの実施	マナー指導員と地域住民による地域での啓発パトロールを実施する。	地域数	市 市民 事業者	新規
6	市民マナー条例に関する標語等の募集	市民マナー条例に関するテーマで標語等を募集し，優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	応募数	市 市民 事業者	新規

※方向性：計画期間内に新規で行う取り組みは「新規」、既存事業で内容を拡充する取り組みは「拡充」、既存事業を継続実施する取り組みは「継続」

基本目標 4 市民マナーの向上に向け、継続的に取り組む 仕組みを創ろう

対策のポイント キーワードは 「つなぐ」

市民一人ひとりがきれいなまち・快適なまちとなるよう常にチェックし、市民マナー条例に規定される迷惑行為がしづらい環境をつくります。そのためにも、現在地域で活動している個人や団体をPRするとともに、連携し、つながる仕組みをつくり、それぞれの活動が活性化されるようにします。

具体的な取組

No	取組	内容	指標	実施主体	方向性
1	(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	行政だけでなく市民や関係団体を含めた組織「(仮称)市民マナー条例推進協議会」を設置し、施策の実施や計画の検証等を行う。	実施	市 市民事業者	新規
2	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	啓発キャンペーンなどのイベントが効果的に実施されるよう計画を立案する。	実施	市	継続
3	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	推薦された団体及び個人へ、市民マナーの向上への活動に対する感謝状を贈呈する。	実施	市 市民事業者	新規
4	市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する施策の調査・研究	市民マナー条例に規定されている禁止事項について、他市の事例や市に寄せられた意見をもとに、効果的な施策及び現状に即した条例にするための調査研究を行う。	実施	市	継続
5	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備	恒常的に違反行為がなされる禁止事項に対して、その行為の抑止や市民マナー条例の理解をうながすための巡回警備を実施する。	実施	市	継続
6	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	喫煙禁止区域以外の地域を含め、マナー指導員による違反行為への注意及び指導を実施する。	実施	市	拡充

※方向性：計画期間内に新規で行う取り組みは「新規」、既存事業で内容を拡充する取り組みは「拡充」、既存事業を継続実施する取り組みは「継続」

2 重点プロジェクト及び推進体制

(1) 重点プロジェクト

市民マナーの向上に向けた取組を、市とともに市民・事業者などが協働で進め、それらの取組を風化させることなく継続させていくために、「第4章 1 基本目標別の具体的な取組」の中から、効果的かつ実効性の高い事業を抽出し、「重点プロジェクト」と位置づけ、進捗管理を図りつつ、優先的に取り組んでいくものとします。

重点プロジェクト	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①計画の実現のための事業の進捗管理体制の構築	既存	・啓発キャンペーン等の実施の計画立案		《継続》	《継承》
	新規	・(仮称)市民マナー条例推進協議会の設置	・環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈		
②市民マナー条例を周知するための情報発信の拡充	既存	・広報紙・メディア等を利用した情報発信 ・啓発チラシ等の作成・配布 ・啓発看板、路面標示等による周知		《継続》	《継承》
	新規	・交通機関を利用した情報発信 ・芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	・出前講座の実施 ・事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施		
③啓発パトロールの充実	既存	・まちかどキャンペーンの実施 ・市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備及び指導		《継続》	《継承》
	新規	・地域と一体となった啓発パトロールの実施			

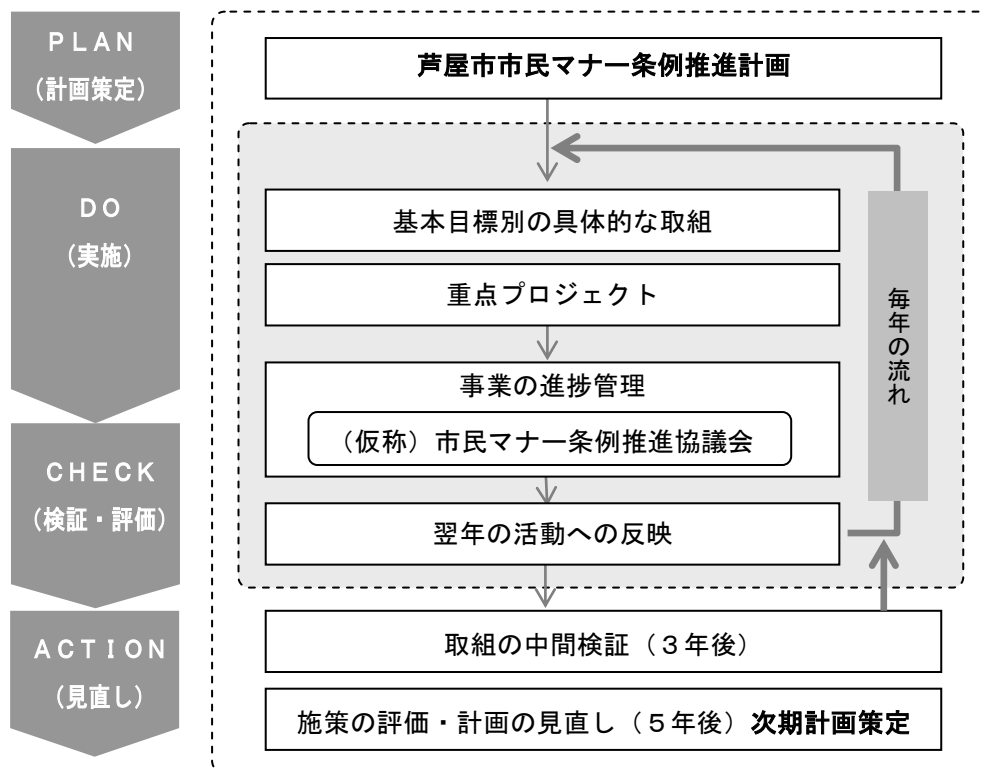
(2) 推進体制

本計画の施策の推進にあたり、その実施方法の検討も含めて、客観性・公平性の観点から、市民や関係団体等で組織する「(仮称)市民マナー条例推進協議会」を設置します。

「(仮称)市民マナー条例推進協議会」では、基本目標別の具体的な取組や重点プロジェクトについて、事業の進捗管理を行い、翌年の活動へ反映することとします。さらに、3年後に取組の中間検証、5年後に施策の評価及び計画の見直しを行います。

なお、「(仮称)市民マナー条例推進協議会」は、広く地域における現状・意見(アイデア)を吸い上げる組織とするため、美化推進員をはじめとした、関係団体等から幅広く参加を募り、体制づくりを行っていくものとします。

推進体制



参考資料

1 条例

芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例

平成19年3月20日 条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 公有又は私有の場所であるかを問わず、道路、公園、河川、山林、広場、海岸等自由に入出りできる場所をいう。
- (2) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- (4) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (5) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火（火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを除く。）の爆発又は燃焼をいう。
- (6) 夜間 午後9時から翌日の午前6時までの時間をいう。
- (7) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地（以下「公共の場所等」という。）、建築物その他の工作物に承諾を得ることなく、塗料、墨等で文字、図形、絵画等を書くことをいう。
- (8) バーベキュー等 火気を用いて食品を調理する行為をいう。

(9) プレジャーボート等 水上オートバイ、モーターボートその他の推進機関としての内燃機関（以下「機関」という。）を備える船舶（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第2項に規定する船舶を除く。）のうち、次に掲げる船舶以外の船舶をいう。

ア 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船

イ 海上運送法（昭和24年法律第187号）の規定による船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 国又は地方公共団体が所有する船舶

エ 専らレジャーの用に供する船舶以外の船舶として規則で定める船舶

(10) 航行 機関を用いて船舶が進行することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、清潔で安全かつ快適な生活環境づくりに努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を損なうことのないよう必要な措置を講ずるとともに、市の施策に協力しなければならない。

2 たばこを販売（自動販売機による販売を含む。）する事業者は、たばこを購入する者に対し、歩行喫煙をし、たばこの吸殻を投げ捨て、又は放置しないよう啓発しなければならない。

3 空き缶等の発生の原因となる飲食物を販売（自動販売機による販売を含む。）する事業者は、当該飲食物を購入する者に対し、空き缶等を投げ捨て、又は放置しないよう啓発しなければならない。

4 花火を販売する事業者は、花火を購入する者に対し、花火の規制について、啓発しなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第6条 公共の場所の管理者は、この条例に定める禁止行為の防止について、必要な措置を講じ、市の施策に協力しなければならない。

(歩行喫煙等の禁止)

第7条 何人も、公共の場所において、歩行中又は自転車に乗車中に喫煙してはならない。

(喫煙禁止区域の指定等)

第8条 市長は、喫煙を特に禁止する必要があると認める地区を、喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

できる。

3 市長は、前2項の規定により喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により喫煙禁止区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除しようとするときは、あらかじめ関係地域の市民、事業者、団体等と協議するものとする。

(喫煙の禁止)

第9条 何人も、前条第1項の規定により指定された喫煙禁止区域内の公共の場所においては、定められた場所以外で喫煙してはならない。

(たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て等の禁止)

第10条 何人も、公共の場所等において、たばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第11条 缶、瓶、ペットボトルその他の容器に収納した飲食物を自動販売機により販売する事業者は、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(飼い犬のふんの放置禁止等)

第12条 犬を所有し、又は管理する者は、当該犬を公共の場所等において移動し、又は運動させるときは、常に鎖等により制御しなければならない。

2 犬を所有し、又は管理する者は、当該犬が公共の場所等においてふんを排泄したときは、当該ふんを回収しなければならない。

(夜間花火の禁止)

第13条 何人も、公共の場所等において、夜間に花火をしてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(花火禁止区域の指定等)

第13条の2 市長は、夜間を含む夜間以外の時間の花火を特に禁止する必要があると認める地区を、花火禁止区域として、花火を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、花火禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又は花火禁止区域において花火を禁止する時間を変更することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項の花火禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びに花火禁止区域において花火を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(花火の禁止)

第13条の3 何人も、前条第1項の規定により指定された花火禁止区域内において、花火を禁止

された時間に花火をしてはならない。

(落書きの禁止)

第14条 何人も、落書きをしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第15条 市長は、落書きによる文字、図形、絵画等が放置され、周辺の環境美化を損なう状態にあると認めるときは、当該場所の管理者、所有者又は占有者に対し、当該文字、図形、絵画等を消去するよう要請することができる。

(バーベキュー等禁止区域の指定等)

第15条の2 市長は、バーベキュー等を特に禁止し、隣接する地域の生活環境及び自然環境を保全する必要があると認める区域を、バーベキュー等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、バーベキュー等禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のバーベキュー等禁止区域の指定、変更及び指定の解除について準用する。

(バーベキュー等の禁止)

第15条の3 何人も、前条第1項の規定により指定されたバーベキュー等禁止区域内において、バーベキュー等をしてはならない。

(プレジャーボート等航行禁止区域の指定等)

第15条の4 市長は、プレジャーボート等の航行を特に禁止し、隣接する地域の生活環境を保全する必要があると認める水域を、プレジャーボート等航行禁止区域として、プレジャーボート等の航行を禁止する時間とともに指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、プレジャーボート等航行禁止区域を変更し、若しくはその指定を解除し、又はプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間を変更することができる。

3 第8条第3項及び第4項の規定は、前2項のプレジャーボート等航行禁止区域の指定、変更及び指定の解除並びにプレジャーボート等航行禁止区域においてプレジャーボート等の航行を禁止する時間の指定及び変更について準用する。

(プレジャーボート等の航行の禁止)

第15条の5 何人も、前条第1項の規定により指定されたプレジャーボート等航行禁止区域内において、プレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 水難その他の非常事態の発生に際し必要な措置を講ずるためプレジャーボート等を航行さ

せる場合

(2) 国又は地方公共団体の業務を行うためプレジャーボート等を航行させる場合
(推進計画)

第16条 市は、市民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他の活動の推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、前項の規定により推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。
(美化推進員)

第17条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他生活環境の向上のための実践活動を行うため、美化推進員を委嘱することができる。

(勧告及び命令)

第18条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、当該行為の中止又は是正を勧告し、又は命令することができる。

- (1) 第10条の規定に違反してたばこの吸殻及び空き缶等を投げ捨て、又は放置した者
- (2) 第11条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない事業者
- (3) 第12条の規定に違反して犬を鎖等により制御せず、又は犬のふんを回収しなかった者
- (4) 第13条の規定に違反して夜間に花火をした者
- (5) 第13条の3の規定に違反して花火禁止区域内で花火を禁止された時間に花火をした者
- (6) 第14条の規定に違反して落書きをした者
- (7) 第15条の3の規定に違反してバーベキュー等禁止区域内でバーベキュー等をした者
- (8) 第15条の5の規定に違反してプレジャーボート等航行禁止区域内でプレジャーボート等の航行を禁止された時間にプレジャーボート等を航行させた者

(補則)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第18条の規定による命令（同条第2号に係る命令を除く。）に従わない者は、10万円以下の罰金に処する。

(過料)

第21条 第9条の規定に違反して喫煙禁止区域内の公共の場所において喫煙した者は、5万円以下の過料に処する。

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為をその指定する職員に行わせることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。
(芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例の廃止)
- 2 芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例（平成9年芦屋市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成21年6月29日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例第18条第5号の規定に係る命令違反に対する罰則の適用については、平成21年9月30日までは、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月24日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
(バーベキュー等禁止区域及びプレジャーボート等航行禁止区域の指定に係る準備行為)
- 2 市長は、施行日からこの条例による改正後の芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項に規定するバーベキュー等禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からバーベキュー等禁止区域として指定する旨を告示することができる。
- 3 市長は、施行日から新条例第15条の4第1項に規定するプレジャーボート等航行禁止区域として指定しようとする区域があるときは、施行日前においても、当該区域を施行日からプレジャーボート等航行禁止区域として指定する旨及び当該区域でプレジャーボート等の航行を禁止する時間を告示することができる。
- 4 前2項の告示があったときは、新条例第15条の2第3項及び第15条の4第3項において準用する第8条第3項の規定による告示があったものとみなす。

附 則（平成25年9月24日条例第24号）

(施行期日)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 計画の策定体制（設置要綱，委員名簿）

（仮称）芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議設置要綱

（設置）

第1条 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年芦屋市条例第13号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき，条例の目的を達成するために必要な啓発，指導その他の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するため，（仮称）芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定会議は，次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進計画に必要な啓発及び指導に関すること。
- (2) 条例の推進に関連する各団体の活動等の情報収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，推進計画に関すること。

（委員）

第3条 策定会議は，次に掲げる委員又は団体から選出された者をもって構成する。

- (1) 自治会等地域活動団体
- (2) 美化推進員
- (3) 商工活動団体
- (4) 関係行政機関
- (5) その他条例の推進に関し，識見を有すると認められる団体

（任期）

第4条 委員の任期は推進計画の策定の日までとする。

（会議）

第5条 策定会議は，環境課長が主宰する。

2 策定会議は，環境課長が必要に応じて召集する。

（庶務）

第6条 策定会議の庶務は，環境課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、環境課長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(仮称) 芦屋市市民マナー条例推進計画策定会議 委員名簿

分 野	団 体 名	氏 名
自治会等地域活動団体	芦屋市自治会連合会	岩 尾 實
美 化 推 進 員	美 化 推 進 員	今 井 豊 子
	美 化 推 進 員	前 田 賢
商 工 活 動 団 体	芦 屋 市 商 工 会	新 谷 勝 彦
関 係 行 政 機 関	芦屋市市民生活部 環境施設課長	藪 田 循 一
	芦屋市市民生活部 経済課長	近 田 真
	芦屋市教育委員会 学校教育課主査	野 間 靖 雅

事務局名簿

所 属	役 職 名	氏 名
市 民 生 活 部 環 境 課	環 境 課 長	大 上 勉
	環 境 課 課 長 補 佐	和 泉 みどり

3 計画の策定経過

年	日程	会議名等	主な協議内容
25	7月 8日(月)～ 7月 22日(月)	芦屋市市民マナー条例推進 に関するアンケート調査	・一般市民を対象とした芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査
25	7月 8日(月)～ 7月 22日(月)	美化推進員へのアンケート 調査	・美化推進員を対象とした芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査
25	8月 12日(月)	美化推進員の団体ヒアリング (ワーキング形式)	・美化推進員に対するワーキング形式のヒアリング(現在のまちの環境や市民のマナーの現状について、芦屋市の環境美化のためにできること)
25	8月 28日(水)	第1回策定会議	・芦屋市の現状と課題について ・意見交換
25	9月 20日(金) 21日(土)	市外の人への聞き取り調査	・通勤者、来訪者を対象にした芦屋市の環境美化やマナーに対する意識調査
25	10月 10日(木)	第2回策定会議	・各種調査結果に基づく現状・課題について ・施策の方向及び具体的な取組について
25	11月 22日(金)	第3回策定会議	・施策の展開及び具体的な取組について
25	12月 13日(金)	民生文教常任委員会	・計画の素案について
25	12月 25日(水) ～1月 24日(金)	パブリックコメント	・計画の原案について
26	2月 14日(金)	第4回策定会議	・計画案について
26	2月 20日(木)	民生文教常任委員会	・計画の報告について



策定会議の様子



団体ヒアリングの様子

4 各調査の概要

① 芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート調査

対 象 者	20 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出）
調 査 内 容	市民マナー条例の認知度や効果，迷惑行為防止のために必要なこと等
方 法	郵送による調査票の配布・回収
時 期	平成 25 年 7 月 8 日～7 月 22 日
調 査 票 配 布 数	2,000 件（実質配布数 1,991 件）
調 査 票 回 収 結 果	1,044 件（52.4%）

② 美化推進員へのアンケート調査

対 象 者	美化推進員
調 査 内 容	市民マナー条例の認知度や効果，迷惑行為防止のために必要なこと等（調査票は①と同じ）
方 法	郵送による調査票の配布・回収
時 期	平成 25 年 7 月 8 日～7 月 22 日
調 査 票 配 布 数	44 件
調 査 票 回 収 結 果	37 件（84.1%）

③ 美化推進員の団体ヒアリング

対 象 者	美化推進員
調 査 内 容	アンケート調査だけでは把握しきれない市民の意識や行動等の実態，美化推進員として感じる課題等
方 法	ワーキング形式のヒアリング
時 期	平成 25 年 8 月 28 日
参 加 者 数	13 人

④ 市外の人への聞き取り調査

対 象 者	市外からの通勤者・来訪者
方 法	対面での聞き取り調査
時 期	平成 25 年 9 月 20 日, 21 日
調 査 票 配 布 数	市内 2 駅周辺 1 日目：JR 芦屋駅…南側 8 件, 北側 32 件 2 日目：JR 芦屋駅…南側 9 件, 北側 29 件 阪神芦屋駅…東側 15 件, 西側 15 件
調 査 票 回 収 結 果	108 件

⑤ パブリックコメント

意見募集期間

- ・平成 25 年 12 月 25 日（水）から平成 26 年 1 月 24 日（金）

提出件数

- ・4 人 4 件

意見公表の方法

- ・市広報紙平成 26 年 3 月 15 日号及び市ホームページに掲載

芦屋市市民マナー条例推進計画

平成 26 年 3 月

発 行 芦屋市

編 集 芦屋市市民生活部環境課

〒659-8501

芦屋市精道町 7 番 6 号

TEL : 0797-38-2050 FAX : 0797-38-2162

ホームページ <http://www.city.ashiya.lg.jp>

